

## 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和7年5月20日付けで行った文書「にじの丘学園において行われている、前期（1－4年生）、中期（5－7年生）、後期（8－9年生）という区分対応について、にじの丘学園及び市教委が、どのように評価しているのか分かる文書」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和7年6月4日付け7瀬学教第444号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

## 2 審査請求人の主張の趣旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和7年5月20日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和7年6月4日付け7瀬学教第444号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 市教育委員会は、にじの丘学園においては、義務教育9年間で前期（1－4年生）、中期（5－7年生）、後期（8－9年生）に区分して指導を展開するとし、「モデル校としての実績を検証しながら、小中一貫教育を全市域へ展開する」と述べている。

イ 「実績を検証する」ということは、「評価する」ということであり、市教育委員会やにじの丘学園が開校後一切評価しなかったとは考えられないため、評価に関する文書は必ず存在するはずである。

ウ 処分庁の弁明書で、「6・3制の中で学校体制を前期4年、中期3年、後期2年として運営することは課題が多く、現状では全面的な対応に至っていない」とあるが、課題が多いということは何かしらの評価があったのではないか。

以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

## 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める公文書は作成しておらず不存在であるため、開示することはできない。

## 4 審査請求に係る経過

令和7年5月20日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和7年 6月 4日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付  
令和7年 6月 23日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出  
令和7年 7月 15日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出  
令和7年 9月 24日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出  
令和8年 1月 21日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

## 5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

にじの丘学園の開校前から開校後に至っても、教育委員会は瀬戸市小中一貫教育に関する基本構想や教育委員会会議において小中一貫教育の推進が、4-3-2区分と不可分と主張されていた。そこで、「4-3-2制」について、当然評価があるべきと考え開示請求をしたが、評価した文書は作成していないため不存在とされた。

また、弁明書において「6・3制の中で学校体制を前期4年、中期3年、後期2年として運営することは課題が多く、現状では全面的な対応に至っていない」と主張するが、「課題が多く」ということは評価したということではないか。学校は人事異動で人も変わるため、文書を残すのが当然であり、今回求める文書は必ず存在すると考えている。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 弁明書に「前期4年、中期3年、後期2年として運営することには課題が多く、現状では全面的な対応に至っていない」との記載があることから、その意味について確認した。

処分庁によると、6・3制を前提に国際理解教育等の一部では4-3-2制を実施しているが、4-3-2制が全面的な対応には至っていないとの説明であった。

イ 弁明書で「課題が多く」とあるが、評価した文書は作成していないのかを確認した。

処分庁によると、担当者や現場の職員等は課題が多いと認識しているが、それについて何か文書を作成するような評価の場を設けたことはないという説明であった。

したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「にじの丘学園において行われている、前期（1-4年生）、中期（5-7年生）、後期（8-9年生）という区分対応について、にじの丘学園及び市教委が、どのように評価しているのか分かる文書」については存在しないという結論に至った。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。